

# 京都市人権文化推進計画

## 令和6年度事業計画

京 都 市

◆「京都市人権文化推進計画【改訂版】」における各重要課題等 一覧

I 重要課題別の取組

- 1 女性と男性が互いに人権を尊重し支え合うまちづくり
- 2 子どもを共に育む社会づくり
- 3 高齢者の人権尊重と支え合う健康長寿のまちづくり
- 4 障害のある人の人権尊重と互いに支え合うまちづくり
- 5 ひとりひとりの人権が大切にされる同和問題の解決のための取組
- 6 多文化が息づくまちづくりと外国籍市民等の人権尊重
- 7 安心して働き続けられる職場づくり
- 8 感染症患者等の人権尊重
- 9 犯罪被害者等の人権尊重
- 10 刑を終えて更生を目指す人
- 11 ホームレスの人権尊重と自立支援
- 12 高度情報化社会における人権尊重
- 13 L G B T等の性的少数者の人権尊重
- 14 様々な課題
- 15 複数課題に関連する事業

II 教育・啓発、相談・救済の取組

- 1 教育・啓発
- 2 相談・救済

III 計画の推進に関する取組

- 1 推進体制と職員研修
- 2 関係機関、関係団体との連携
- 3 進行管理と評価

※ 本資料では、局の名称を略表記しています。正式名称は以下のとおりです。

総企＝総合企画局

文市＝文化市民局

保福＝保健福祉局

子若＝子ども若者はぐくみ局

教育＝教育委員会事務局

## 「京都市人権文化推進計画 令和6年度事業計画」について

### ◆ 概要

京都市人権文化推進計画（以下「同計画」といいます。）は、第1章（基本的な考え方）、第2章（各重要課題について）、第3章（人権施策の推進）、第4章（計画の推進）からなっており、その進行管理のため、同計画に掲げる施策について、毎年度、具体的な事業計画を策定し、施策の実施状況の点検を行うこととしています。

同計画の進行管理については、第2章から第4章までを対象としており、本事業計画は、令和6年度の以下の事業について、それぞれの具体的な内容を掲載しています。

### ◆ 令和6年度事業計画における取組事業数 447事業（別紙：全事業一覧） （内訳）

新規事業数	5事業
改善事業数	8事業
継続事業数	434事業

＜参考＞令和5年度事業計画における取組事業数 447事業	
新規事業数	3事業
改善事業数	10事業
継続事業数	434事業

### 1 新規事業（5事業）

事業名	事業名
(1) 困難な問題を抱える女性に対する支援事業	(3) 児童養護施設入所児童等の権利擁護推進事業
(2) 世界人権問題研究センター設立30周年記念事業	(4) 地域障害児支援体制強化事業
	(5) 校内サポートルーム整備推進など不登校児童生徒への支援強化

### ◆ 新規事業の概要

#### (1) 困難な問題を抱える女性に対する支援事業（女性／文市）

令和6年4月に施行される「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、性的な被害、家庭の状況その他様々な事情により日常生活や社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性への支援を推進し、女性の福祉増進、人権尊重、男女平等の実現を図る。

具体的には、令和6年度に「困難な問題を抱える女性に対する包括的な支援窓口」を社会福祉法人等に委託して設置し、これまでのDV相談支援センターの運営で培ってきた支援機関のネットワークや支援ノウハウを生かしながら、支援対象者が安全かつ安心できる環境の下で自立して暮らせるよう伴走型の支援を実施する。

## ＜主な支援内容＞

カウンセリング、精神科医による診察の提供、安全確保、各種行政支援の情報提供や手続等への同行、その他住居、就労、生活全般の自立支援

これまで京都市では、様々な問題を抱える女性に対し、各部署が個別にそれぞれの支援を提供してきたが、自らの課題を客観的に認識できていない支援対象者も多いことから、新たに包括的・専門的な支援を実施する。

### 〔2〕世界人権問題研究センター設立30周年記念事業（LGBT／文市）

令和6年12月に世界人権問題研究センターが設立から30周年を迎えるに当たり、30周年記念式典、国際法及びLGBT等の性的少数者の人権に関する国際シンポジウム、30周年記念誌の発行等を行う（シンポジウムについては本市もセンターとの協働により実施）。

記念事業を通じ、市民が人権について理解を深める機会とする。

### 〔3〕児童養護施設入所児童等の権利擁護推進事業（子ども／子若）

令和4年6月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律により、都道府県（指定都市を含む。）は子どもの権利擁護の推進に関して、新たに「意見表明等支援事業※」の実施に努めることや、子どもの権利擁護に係る環境整備を行うことが定められた。

※ 児童相談所等において、入所する子どもが意見表明する機会を確保するとともに、子どもの意見表明を支援するため、子どもの福祉に関する知識又は経験を有する第三者（意見表明等支援員）を定期的に派遣する事業。

法改正の趣旨を踏まえ、本市においても、子どもの意見聴取を適切に実施するとともに、子どもの意見表明を支援するため、意見表明等支援事業を実施する。

また、子どもから意見表明や権利救済に関する申立てがあった場合に第三者機関が調査審議し、必要に応じて児童相談所等に意見具申する仕組みを構築する。

併せて、こうした仕組みを有効に機能させるため、子どもの権利擁護及びその取組に係る研修を実施し、本市職員や施設職員等の理解醸成を図る。

### 〔4〕地域障害児支援体制強化事業（子ども・障害／子若）

令和4年6月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律により、主に未就学の障害児の発達支援を行う児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことが明確化された。

具体的には下記4つの機能について整備を進めることで、障害児やその家族への支援体制の強化を図ることが求められている。

- ① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
- ② 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能
- ③ 地域のインクルージョン推進の中核機能
- ④ 地域の発達支援に関する入口としての相談機能

市内9か所（公営・民営）の児童発達支援センターにおいて、中核的役割を担うための機能の整備を進め、地域の障害児支援に係る体制強化を図っていく。

**〔5〕校内サポートルーム整備推進など不登校児童生徒への支援強化（子ども／教育）**

全国的に不登校児童生徒が増加する中、本市では、「京都市教育相談総合センター」での教育相談体制の充実のもとより、2校（洛風中学校・洛友中学校）の「学びの多様化学校（不登校特例校）」や教育支援センター「ふれあいの杜」5か所の設置、フリースクールとの連携等、子どもたちの実態を踏まえた居場所づくりの取組を先進的に進めてきた。

こうした中、令和5年3月に文部科学省が策定した「COCOLO プラン」において、多様な学びの場の確保や保護者支援の拡充など、不登校対策の一層の充実が示されたことも踏まえ、本市においても、新たに校内サポートルームの整備推進やスクールカウンセラー等の増員配置など新たな不登校を生まないための取組や児童生徒・保護者支援のための体制整備をより一層推進し、全国と同様に増加傾向にある不登校児童生徒への支援体制の更なる充実を図る。

**2 改善事業（8事業）**

事業名	事業名
(1) <u>外国籍市民総合相談窓口の運営</u>	(4) <u>専門相談員の設置（障害を理由とする差別の解消の推進）</u>
(2) <u>文化芸術による共生社会実現に向けた基盤づくり事業</u>	(5) 重度障害者人健康管理費支給制度
(3) <u>性的少数者の方々の生きづらさ、困難の解消に向けた支援（パートナーシップ宣誓制度の都市間連携、市民ぐるみ「多様な生き方が尊重される京都」推進ネットワークの取組）</u>	(6) 重度心身障害者医療費支給事業
	(7) <u>医療的ケアが必要な児童生徒への看護師体制の強化</u>
	(8) 人権啓発動画を活用した人権啓発（右京）

**◆改善事業の概要（主な事業のみ）**

**〔1〕外国籍市民総合相談窓口の運営（多文化／総企）**

京都市の外国籍市民の数は、令和5年12月末には過去最高の5万5千人となり、その国籍や文化的背景も多様化している。

こうした中、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、地域社会の構成員として共に生きていく多文化共生社会には、より一層、外国籍市民が安心して過ごせる受入環境整備が重要となっている。

本市では、その環境整備の一環として、平成19年度から京都市国際交流会館内に「外国籍市民総合相談窓口」を設置し、英語等で、出産・子育てや教育などの各種相談に対応している。

令和6年度は、本市ベトナム籍市民の増加に伴い、行政知識を持つ通訳者による行政通訳相談事業において、既存の英語・中国語での通訳相談員に加え、ベトナム語通訳相談員を新規雇用し、行政通訳相談体制を拡充する。

## (2) 文化芸術による共生社会実現に向けた基盤づくり事業（共通／文市）

文化芸術により社会課題や困難の緩和につなげ、共生社会（誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合い、人々の多様な在り方を認め合える社会）を実現するための基盤をつくることを目的として、

令和6年度、京都駅東部・東南部エリアの活性化の取組とも連携し、（一社）HAPS※の東九条拠点である「HAPS HOUSE」が、京都芸大を中心に京都駅周辺に集うアーティストや文化芸術関係者、地域の人々を繋げる拠点・ハブとなるべく、芸術系大学の学生や若手芸術家の展覧会やイベントを継続的に実施しながら、本事業をはじめとするHAPS事業の発信を強化することで「拠点機能」の充実を図る。

また、文化芸術と社会課題をつなぐコーディネーターの育成は引き続き重要であるため、「人材育成」に取り組むことで、京都駅東部・東南部エリアをはじめとした京都全体の文化芸術を基軸とした地域の活性化を図るとともに、文化芸術による社会課題や困難の緩和に取り組む。

令和5年10月の京都芸大移転を契機に、この地域に「文化芸術都市・京都」の新たなシンボルゾーンを創生するとともに、隣接する京都駅東南部エリアの文化芸術と若者を基軸とした活性化の取組とも連携しながら、京都全体の文化芸術によるまちづくりを一層推進する。

※東山 アーティスツ・プレースメント・サービス（略称：HAPS）・・・

芸術家と芸術を支える人のためのよろず相談所。若手芸術家が京都市内に居住し、活動し続けることができる環境を整えるために、居住・制作・発表、仕事コーディネートなどの包括的な支援活動を行う。

## (3) 性的少数者の方々の生きづらさ、困難の解消に向けた支援（パートナーシップ宣誓制度の都市間連携、LGBT ネットワークの取組（LGBT／文市）

性的少数者の生活における困難や、人権課題の把握に努め、その解消に向けて必要な支援を行うため、令和5年度から引き続き、当事者が日常生活の中で抱える不安や生きづらさを解消し、多様な性の在り方に対する社会の更なる理解促進につなげるための取組を推進する。

令和6年度は、新たに、以下のことに取り組む。

○パートナーシップ宣誓制度について、都市間連携の枠組みを広げ、新たに大阪府、兵庫県及び京都府内の31自治体との都市間連携を開始する（令和6年4月1日～）。

⇒ 大阪府、兵庫県との都市間連携により、「パートナーシップ宣誓制度」の利用者が府県をまたいで転居をされても、簡易な手続で、転入先の自治体から宣誓書受領証等の交付が行えるようになることから、パートナーシップ宣誓の効果を継続することができる。また、ネットワークを構成する自治体のうち、京都府下8自治体で連携し、府内の当事者の生きづらさの解消に向けて取り組むことができる。

○令和5年度4月に立ち上げた「市民ぐるみ「多様な生き方が尊重される京都」推進ネットワーク」において、多様な性の在り方に対する社会の更なる理解促進につながる取組を実施予定。

⇒ 市民ぐるみ「多様な生き方が尊重される京都」推進ネットワークの取組により、LGBTへの理解を深め、応援する「アライ」の方の可視化を目指す。

#### (4) 専門相談員の設置（障害を理由とする差別の解消の推進）（障害者／保福）

令和6年4月1日から、改正障害者差別解消法及び同法基本方針が施行される。これにより、これまで努力義務であった「事業者の合理的配慮の提供」が義務化、基本方針に「地域における障害を理由とする差別の解消を促進し、共生社会の実現を図るため、市民にとって身近な市区町村が基本的な窓口の役割を果たすことが求められる。」旨が新たに規定された。

また、同日施行される改正精神保健福祉法で、精神科病院における障害者虐待の通報が義務付けられる。

これらを受けて、地域における障害を理由とする差別の解消を促進し、共生社会の実現を図るため、市民にとって一番身近な本市において、障害者差別相談体制を充実させるとともに、障害者虐待通告等の専門相談員を設置する。

配置時期：令和6年4月～（週3勤務・1名）

業務内容：障害を理由とする差別解消の相談窓口業務、障害者虐待の通報に関する一次的な相談窓口業務

#### (7) 医療的ケアが必要な児童生徒への看護師体制の強化（障害者／教育）

令和3年6月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が公布され、医療的ケアが必要な児童生徒本人やその家族に対する適切な支援について地方公共団体の責務等が規定された。

本市では、これまでから医療的ケアが必要な児童生徒の増加やケア内容の高度化・重複化への対応、保護者負担の軽減等に向け、看護師の配置拡大や看護師免許を保有する医療的ケア（自立活動）担当教員の独自採用及び各総合支援学校への配置に加え、令和4年度からは総合支援学校に在籍する医療的ケア児の自宅・学校間の通学支援を開始するなど積極的に取組を進めてきた。

こうした中、小・中学校等へ通学する医療的ケア児が近年増加傾向にあることから、より安心・安全かつ安定した医療的ケア実施体制を確立するため看護師の増員を行い、総合支援学校を拠点に小・中学校等へ看護師を派遣する京都ならではの看護師チーム体制を構築する。

